

一般社団法人北軽井沢大学村組合 定款

2012（平成 24）年 2 月 18 日制定

2012（平成 24）年 6 月 1 日施行

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人北軽井沢大学村組合（以下「この組合」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 この組合は、主たる事務所を群馬県吾妻郡長野原町に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この組合は、水道法により飲料水を供給し、併せて住みよい環境の保全を図ることをもって目的とする。

（事業）

第 4 条 この組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水源及び水道施設の保全
- (2) 組合財産の保全管理
- (3) 組合員（第 5 条の社員をいう。）の土地建物の監視
- (4) 道路・街路灯・衛生その他環境の整備
- (5) 集会所・運動場等施設の設置及び運営
- (6) その他この組合の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、群馬県吾妻郡長野原町において行うものとする。

第 3 章 組合員

（法人の構成員）

第 5 条 この組合の社員（以下「組合員」という。）は、この組合の地区内に土地を所有し、又は借用して、この組合の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの組合の組合員となった者をもって構成する。

2 前項の組合員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（組合員の資格の取得）

第 6 条 この組合の組合員になろうとする者は、理事会の定めるところにより加入申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 組合員は、この組合の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、組合員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 組合員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 組合員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該組合員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この組合の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(組合員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、組合員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総組合員が同意したとき。
- (3) 当該組合員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての組合員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 組合員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度8月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総組合員の議決権の10分の1以上の議決権を有する組合員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集するには、理事長は、社員総会の日々の2週間前までに、組合員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、組合員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総組合員の議決権の過半数を有する組合員が出席し、出席した当該組合員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総組合員の半数以上であって、総組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 組合員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない組合員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 組合員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その組合員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この組合を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この組合の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第28条 この組合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この組合に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この組合の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この組合の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この組合の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 この組合の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

- 第38条 この組合は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第40条 この組合は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第41条 この組合が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第42条 この組合の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この組合の最初の理事長は白仁成文とし、副理事長は小谷浩之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

1. 改訂来歴

日付	事項	内容・理由
2012(H24)年2月18日	制定	
2024/2/17		電子化理事会承認
2025/6/30		改訂来歴追加File pass 削除